

佐世保市通所型支え合いサービスマニュアル

(定義)

有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援。

(内容)

住民主体による要支援者等を中心とした定期的な利用が可能な自主的な通いの場づくり。

(対象者)

要支援1、要支援2及び事業対象者で、地域包括支援センターで介護予防サービス計画または、介護予防ケアマネジメントを作成してもらった者

(参加者)

65歳以上の高齢者

(事業内容)

- ・体操・運動等の活動
- ・趣味活動等を通じた日中の居場所づくり
- ・定期的な交流会、サロン
- ・その他市長が認めるもの

(補助団体の条件)

- ① サービス従事者が5人以上いること
- ② 3か月以上継続して月2回以上の活動実績があること
- ③ 月3回以上の活動を目指すこと
- ④ 1回の開催時間が2時間以上であること
- ⑤ 1回あたり概ね10人以上参加していること
- ⑥ 地域包括支援センターで介護予防サービス計画または、介護予防ケアマネジメントを作成してもらった要支援1、要支援2及び事業対象者が、65歳以上の参加者の概ね半数以上いること

(利用料)

- ・参加者から利用料を徴収する場合は、低廉な利用料とする。
- ・お茶・お菓子などの食糧費の実費は参加者の負担とする。

(地域に対しオープンな活動ができる、行政や地域包括支援センターと協働できる)

- ・市は、補助対象となったグループの情報を公開し、各地域包括支援センター、市民に対し情報提供を行う。
- ・地域包括支援センターから依頼された対象者は、特別な理由がない限り受け入れること。
- ・地域包括支援センターから紹介された利用者が、利用開始した際、地域包括支援センターより利用開始証明書の発行依頼を受けた場合は、速やかに対応すること。

(事故対応)

- ・事故が発生した場合は、地域包括支援センター、参加者の家族、関係者等に連絡し、必要な措置を講じる。
- ・事故が発生した場合は、事故の状況および事故に際してとった処置について記録する。
- ・賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(苦情対応)

参加者およびその家族から苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応する。

(秘密保持)

サービス提供従事者、またはサービス提供従事者であった者は、業務上知りえた秘密を漏らすことがないようにする。

(提供体制)

- ・市・地域包括支援センターからの連絡に常時対応できる体制を有していること。
- ・地域包括支援センターにおいて、アセスメントを実施し、介護予防サービス計画、または、介護予防ケアマネジメントに位置づけられたサービスを提供する。
- ・利用の中止、長期の欠席など、参加者の状況に変化があった際は、適宜サービス提供者から地域包括支援センターに報告をする。
- ・サービスの提供に必要な設備・備品を有して行う。
- ・参加者に危険が伴うような強い負荷を伴わないよう配慮すること。
- ・サービスを提供する前に体調確認を本人と行う。
- ・サービス提供従事者は生活支援等サポーター養成講座を受講する。
- ・責任者2名とその他のサービス提供従事者が参加人数に応じた人数で対応する。

(清潔保持)

- ・従事者の清潔の保持および健康状態について必要な管理を行う。

(緊急時の対応)

- ・サービス提供時に参加者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医へ連絡を行う等、必要な措置を講ずる。

(記録の整備)

- ・補助事業の実施に関し必要な事業記録簿、金銭出納簿
- ・活動報告書、収支報告書等の補助対象事業実施に係る記録